

1－8 消防開口（普通階・無窓階）の解説

〔消防法施行令第10条〕
〔消防法施行規則第5条の3〕

1 無窓階

建築物の地上階のうち、次の2に示す普通階以外の階をいう。

2 普通階

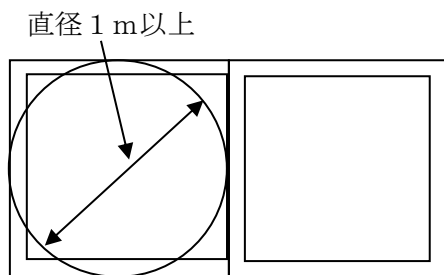
(1) 10階以下の階の場合

図A又は図Bに該当する開口部を2以上有し、かつ、図A又は図B若しくは図Cに該当する開口部の有効開口面積（後述の「避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準」を参照）の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。

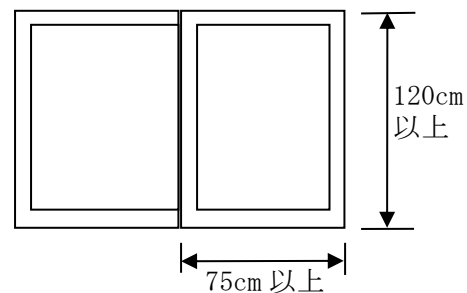
(2) 11階以上の階の場合

図Cに該当する開口部の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。

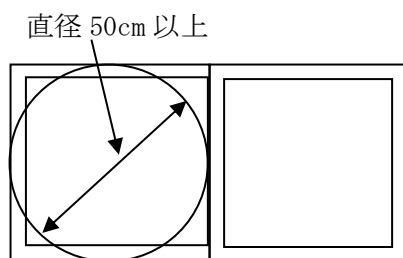
図A 直径1m以上の円が
内接できる開口部



図B 幅及び高さがそれぞれ
75cm以上及び120cm以上の開口部



図C 直径50cm以上の円が
内接できる開口部



- (3) 前記(1)及び(2)の図A、図B及び図Cの開口部は、次の条件に該当すること。
- ア 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。ただし、次の条件で踏台を設けた場合は、当該踏台の床面から開口部の下端までの高さとすることができる。
- (イ) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (ロ) 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。
- (ハ) 高さは概ね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- イ 開口部は、道路又は道路に通ずる幅員1m以上の通路、その他の空地に面したものであること。（11階以上の階の場合は除く。）（図1参照）
- ウ 開口部は、内部から容易に避難できるとともに、外部からも容易に進入できるものであること。（後述の「避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準」を参照）
- エ 開口部の扉、窓等は、容易に開放できるよう常時良好な状態に維持管理されていること。

